**さいたま市シェアサイクル普及事業実証実験 仕様書**

# 事業の目的

短距離移動の利便性の向上、都市内の回遊性の向上、自転車利用の促進、都市の魅力向上や地域の活性化等に資する新たな都市の交通システムとしてのシェアサイクルの普及を、民間事業者と連携して実施することの有効性及び課題を検証することを目的とする。

# 実施期間

平成３０年１０月から平成３３年３月末日まで（予定）

# 実施区域

さいたま市全域

# 役割分担

## さいたま市

・実施主体

・実証実験全体の総括

・サイクルポート用公有財産の確保

・実証実験の実施に係る関係事業者との調整

・実証実験結果の検証

## 事業者

・運営主体

・市内でのシェアサイクル事業の実施、運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、苦情対応等）

・シェアサイクル事業の実施に係る施設整備及び器材の調達、維持管理及び実施期間終了後の原状回復

・シェアサイクル事業の実施に係る違法駐輪対策

・公有財産以外でのサイクルポートの確保

・シェアサイクル事業の周知及び広報

・市内のシェアサイクル利用に関するデータ（料金収入データを含む。）の収集、整理及び提供

・利用者に対するアンケート調査の実施

・利用状況、収支状況等の事業報告及び実証実験結果の検証への協力

# 補助金、費用

・シェアサイクル事業の実施に係る施設整備及び器材の調達・維持管理及びシェアサイクル事業の運営、並びに実施期間終了後の原状回復に要する費用は、全て事業者の負担とし、さいたま市は補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。

・さいたま市自転車等放置防止条例（平成１３年条例第２０５号）第８条及び第１０条の規定により、シェアサイクル事業に使用する自転車が撤去及び保管された場合の費用は、事業者が負担する。当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、事業者が責任を持って対応処理すること。

・本実証実験の実施にあたって、さいたま市が所有する公有財産の貸付料は、無償とする。

# 運営基準

　本実証実験において運営されるシェアサイクル事業は、以下の基準を満たしていなければならない。

## 利用方法

・利用者がどのサイクルポートでも自転車を借りることができ、また、借りたサイクルポー

トと別のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。

・利用者の個人認証を行うこと。

・市内在住者、通勤・通学者、来街者など、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用

可能なシステムとすること。

・ICカードによる即時利用等、スマートフォン以外での利用が可能なこと。

・原則として、全日（２４時間・年間３６５日）の利用が可能であること。

・時間単位、日単位等多様な料金プランがあること。ただし月単位については、時間単位との併用とし、定額利用（いわゆる乗り放題）は不可とする（法人利用プランとして設ける場合を除く）。

## 自転車・サイクルポート

・シェアサイクル事業に供する自転車にＧＰＳを搭載し、ＧＰＳ単独またはビーコンとの併用により位置情報による貸出・返却の制御を行うこと。

・サイクルポートとして指定する位置以外での貸出・返却をシステム制御により直接的に不可とすること。ポイント制等による事後的・間接的制御は認めないものとする。また、サイクルポートに指定台数以上の自転車を返却できないようシステム制御すること。

・本実証実験開始時に、さいたま市内にサイクルポートが１０か所以上設置されているか、平成３１年３月３１日までに１０か所以上のサイクルポートを設置する計画があり、当該期日までにそれが履行されていること（さいたま市が所有する公有財産内に設置されているサイクルポートを除く）。期日までに履行できなかった場合は協定を解除する。なお、共同企業体で参加する場合は合計の数とする。

・サイクルポートは原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。

・サイクルポートは設置及び撤去が容易なものとすること。

・サイクルポートに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。

・さいたま市が所有する公有財産内にサイクルポートを設置する場合は、あらかじめ承諾を得た場合を除き、必ず駐輪ラックを設置すること。

・自転車及びサイクルポートは、技術力を持ったものが定期的にメンテナンスを行うこと。

・サイクルポートに本実証実験と関係ない自転車が駐輪できないよう配慮するとともに、駐輪されていた場合は早期に適切な対応を行うこと。

・自転車に防犯・盗難対策を施すこと。

・関係法令に基づき、シェアサイクル事業に供する自転車に、十分な傷害保険及び賠償責任保険を付保すること（TSマーク付帯保険のみは不可とする）。

## 運営

・自転車の貸出・返却管理及び料金決済など運営のコアとなるシステムを自ら開発し、所有していること。

・事業の運営にあたっては、全体責任者を選任し体系的な運営体制を構築すること。

・自転車の再配置・メンテナンス・問い合わせ対応等の運営業務を市の関与なしに一括して実施すること。

・２４時間対応可能なコールセンターを設置し、事故や機器トラブル等に対応すること。

・利用者の個人情報は、法令に基づき適正に管理すること。

・利用者に交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。

・さいたま市の公有財産にサイクルポートを設置した場合において、第三者から本事業に関連する苦情等が発生した場合は、責任を持って対応処理すること。

# サイクルポート候補地

・本実証実験において、さいたま市が用意するサイクルポート候補地は学校・保育園を除くすべての公共施設とする。但し、候補地は設置を確約するものではなく、設置の可否、具体的な設置場所について各施設管理者と順次調整を行ったうえで設置していくものとする。

・本実証実験期間中、さいたま市に対し、公有財産を使用したサイクルポートの設置の提案を行うことも可能とする。

・サイクルポート候補地には基本的に電源がないため、電気使用にあたっては電力会社との

協議が必要となる。

・実証実験開始後に、イベント、違法駐輪、安全性等の理由またはさいたま市が公用、公共用又は公益事業に供するためサイクルポートを撤去する必要が生じた場合は、事業者の負担で速やかにサイクルポートを撤去し、原状回復すること。

・事業者がさいたま市の公有財産を使用して、サイクルポートを設置した場合において、公共施設の利用者への支障が生じた時は、当該公有財産の使用の中止を命ずることがある。

# 運営報告

・事業者は、次に掲げる事項を記録し常時閲覧可能な状態に保つか、毎月ごとに定期報告書をさいたま市に提出すること。

（１）市内のサイクルポートの設置状況に関する事項

（２）市内の自転車及びサイクルポートの利用状況に関する事項

（３）利用者の事故や苦情等に関する事項

（４）前各号に掲げる事項のほか、さいたま市が指定する事項

・事業者は、次に掲げる事項を記録するとともに、本実証実験期間中の各年度末終了後、翌月末までに中間報告書をさいたま市に提出すること。

（１）市内のサイクルポートの設置状況に関する事項

（２）市内の自転車及びサイクルポートの利用状況に関する事項

（３）利用者の事故や苦情等に関する事項

（４）利用料金その他の収入の状況に関する事項

（５）市内のシェアサイクル事業の採算性・持続可能性の検証に関する事項

（６）市内の利用者の満足度や交通行動の変化等に係るアンケートに関する事項

（７）シェアサイクル事業の課題に関する事項

（８）前各号に掲げる事項のほか、さいたま市が指定する事項

・事業者は、次に掲げる事項を記録するとともに、実施期間終了後３０日以内に、最終報告書をさいたま市に提出すること。

（１）市内のサイクルポートの設置状況に関する事項

（２）市内の自転車及びサイクルポートの利用状況に関する事項

（３）利用者の事故や苦情等に関する事項

（４）利用料金その他の収入の状況に関する事項

（５）市内のシェアサイクル事業の採算性・持続可能性の検証に関する事項

（６）市内の利用者の満足度や交通行動の変化等に係るアンケートに関する事項

（７）シェアサイクル事業の課題に関する事項

（８）前各号に掲げる事項のほか、さいたま市が指定する事項

・その他、事業の運営状況についてさいたま市から報告を求められた場合、事業者は随時対応すること。

以上